

「オンライン版 我妻栄関係文書」は、東京大学近代日本法政史料センター原資料部が所蔵する「我妻栄関係文書」のうち、「【1】憲法その他公法」「【2】司法」「【4】民法」「【5】借地・借家」「【6】民訴関係」「【13】原子力①」「【14】原子力②」の7分野を収録している。

オンライン版の刊行にあたっては、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部編『我妻栄関係文書目録』（以下、『文書目録』と記す）に準じてデータベースとして再編した。

1. 目録の記載

「オンライン版 我妻栄関係文書」では、以下の様式規則に沿って目録を作成した。目録は原則として原資料の順番に並べている。

(1) 資料番号

『文書目録』に付された番号を採用している。データベースの利便性を考慮してデータを分割した場合には、「_(アンダーバー)」以下に枝番を付した。

(2) 資料名

資料の表題は、原則として原題に拠ったが、手書きのメモなど表題が明記されていない場合には、内容を判断して適宜表記し、[]で括った。

(3) 作成者、宛先

原則として資料に記されている作成者、作成部局を示した。書簡等で受信者が明記されているものについて宛先として示した。

(4) 作成年月日

原則として資料に記載されているものを西暦で示した。

(5) 指定

文書作成の時点で指定された「極秘」「秘」などの指定区分である。

(6)分類

資料の原秩序を尊重しつつ、大分類・小分類を設定した。

(7)簿冊名

原則として、元の簿冊やファイルの標題をそのまま「」で括って表示した。簿冊やファイルの形式でまとめられていない単独資料等についても、便宜的に小分類名等を簿冊名として「」では括らず付した。

(8)形態

印刷、ガリ版等の書式・印刷様式を示した。

(9)備考

以上に当てはまらない情報を記入する。

・画像について

原資料そのものの劣化により、判読しがたい部分があることを了承されたい。また、簿冊やファイルの資料に関しては、原秩序を尊重し綴じられた順に画像データを並べているが、逆綴じされた資料は通読しやすいよう一部順番を入れ替えて作成した。